

## 社会福祉法人あさひ 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あさひ定款に基づいて、役員（理事・監事）、評議員、苦情対応第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬について定める。

### (定義)

第2条 報酬とは、役員等の地位にあることのみによって支払うことなく、その職務執行の対価として支払うことができるものとする。

### (実費弁償)

第3条 役員等が、理事会・評議員会等の会議に出席した場合や、法人業務のため執務した場合は、交通費実費相当を実費弁償費として支払うことができる。

### (報酬額)

第4条 役員等の報酬及び実費弁償費は、別表1のとおりとする。

### (出張旅費等)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、報酬に加え、別表2により宿泊費及び旅費、その他経費を支給することができる。

2 旅費は、運賃、特急料金、座席指定料金等の交通費実費とし、日当を含まない。

3 出張先での職務遂行に必要な経費を、その他経費として実費支給することができる。

4 理事長が特に認めるときは、実情を考慮して宿泊費、旅費を増額することができる。

### (兼務役員)

第6条 法人の職員を兼務する理事については、この規程に基づく報酬、実費弁償費、宿泊費、旅費等は原則として支給しない。但し、職員業務以外の法人職務と認められる場合は、この限りでない。

### (職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務実績表の作成に協力するものとする。

### (改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

### 付 則

この規程は、平成29年7月1日から適用する。

平成28年4月6日制定の常勤役員報酬規程及び非常勤役員等報酬規程は廃止する。

〈別表1〉役員等の報酬

(1日あたり)

報酬の種類	報酬	実費弁償費	備考
会議出席報酬	20,000円	交通費実費	理事会 総額80万円 評議員会 総額90万円 監事会 苦情対応第三者委員会
職務執務報酬	15,000円		
監事監査指導報酬	25,000円		

〈別表2〉出張旅費等

(1日あたり)

報酬	宿泊費	旅費	その他	備考
15,000	20,000円	交通費実費	実費	